

告 示

埼玉県告示第九百八十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条第一項の規定により、許可を取り消したので、次のとおり公告する。

令和二年九月八日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 処分をした年月日

令和二年九月二日

二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

イ 商号

加藤建設工業株式会社

ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県八潮市大字大瀬千六百二十三番地

ハ 代表者の氏名

加藤 睦朗

ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―二十七）第一一七〇六号

三 処分の内容

法第二十九条第一項の規定に基づく許可の取消し

四 処分の原因となった事実

加藤建設工業株式会社の役員は、刑法違反の罪により、越谷簡易裁判所から罰金刑に処せられ、令和二年一月十日、その刑が確定している。

このことは、法第八条第十二号（役員等のうちに第八号に該当する者のあるもの）の欠格要件に該当することから、法第二十九条第一項第二号に規定する許可の取消し事由に該当する。